

社会福祉法人えちご府中会指定居宅介護支援事業運営規程

(事業の目的)

第1条 利用者自身がサービスを選択することを基本に、総合的な観点において居宅介護サービス計画を作成し、高齢者が地域に根ざした多面的かつ適切な居宅介護サービスを受けることができるよう支援することを目的とする。

(事業運営の方針)

第2条 「居宅介護支援の公正中立の原則」を遵守し、居宅サービス計画があくまでも利用者の解決すべき課題に即したものとすよう、このことについて徹した運営をするものとする。

2 事業の実施にあたっては、地域の保健・医療・福祉サービス事業者、各保健医療機関、地域包括支援センター、関係市町村その他地域団体等との連携を図り、それらの協力と理解のもとに総合的な観点に立った支援に最大限の努力をするものとする。

3 常に緊急の事態に柔軟に対応できる体制を整えておくものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 事業所の名称 居宅介護支援事業ケアセンター国府
- (2) 事業所の所在地 新潟県上越市東雲町2丁目11番6号

(営業日及び営業時間)

第4条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 土曜日、日曜日、祝日（振替休日を含む。）年末年始（12月30日～1月3日）を除く日とする。
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

(管理者及び職員の配置・員数・職務内容)

第5条 事業所に管理者及び職員を配置し、人員、職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人

ア 管理者は、介護支援専門員でなければならない。

イ 居宅サービス計画の作成に関する業務の主要な過程を介護支援専門員に担当させ、利用申込みにかかるサービスの調整等に関し、その適正な実施を図るものとし、かつ事業全般の実施状況の把握その他の管理を行うこと。

介護支援専門員に利益誘導のために特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付ける旨の指示をしてはならないものとする。（基準省令第25条第1項の趣旨）

- (2) 介護支援専門員

- ①員数 1人以上

- ②介護支援専門員の業務

介護支援専門員は、管理者の指示に基づき、次の業務を行う。

なお、これらの業務執行の過程における必要事項は、関係法令に定めるところによるものとし、かつ迅速、的確に行われなければならない。

ア 利用者及びその家族に対するサービスの提供方法等についての説明

（居宅介護支援について利用者及びその家族に十分な理解を得られるよう事業所運営規程の概要、介護支援専門員の体制、秘密の保持、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項を説明し、あるいはパンフレット等の文書（当該利用者申込者の承諾を得て行うインターネットによる情報提供を含む。）を交付してサービスの提供方法等について説明すること。）

- イ 居宅サービス計画の作成及び変更に関すること。
- ウ 利用者の日常生活全般を支援するうえで当該利用者の希望、課題分析を踏まえて地域で不足しているサービス（介護給付サービスであるか否かを問わない。）が地域において提供されるようにするための関係機関への働きかけに関すること。
- エ 利用者又はその家族に対し、当該利用者が居住する地域の指定居宅サービス事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に提供すること。（利用者自身がサービスを選択することを基本にこれを支援するものであること。）
- オ 解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）及びそのための居宅訪問による利用者及びその家族との面接に関すること。
- カ 「居宅サービス計画」の前提となる課題分析。
- キ 「アセスメント結果」の記録に関すること。
- ク 利用者及びその家族に対する「居宅サービス計画原案」の内容の説明及び同意書徴求に関すること。
- ケ 利用者及びサービス担当者に対する「居宅サービス計画書」の交付。（作成後速やかに行うものとする。）
- コ サービス計画実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）及び課題の変化が認められる場合等必要に応じて行う居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供に関すること。
- サ モニタリングの結果の記録に関すること。
- シ 居宅サービス計画の変更の必要性等についてのサービス担当者会議の開催又は照会等による専門的意見の聴取に関すること。
- ス 上記シにおける当該サービス担当者会議の要点又は当該照会の内容の記録に関すること。（変更の必要がないこととなった場合の記録についても同様）
- セ 第16条に規定する苦情処理に伴う記録の作成、保管に関すること。
- ソ その他管理者の指示する事項の処理に関すること。

（提供拒否の禁止）

第6条 事業所は、正当な理由なく居宅介護支援の提供を拒むことができない。

（身分証明書等の携行）

第7条 介護支援専門員は、常に身分証明書（事業所の名称、当該介護支援専門員の氏名を記載したうえ本人の写真を添付したもの）及び都道府県知事の発行する携帯用介護支援専門員登録証明書を携行し、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これらを呈示しなければならない。

（受給資格等の確認）

第8条 指定居宅介護支援の提供を求められた場合は、被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。

（サービス提供困難時の対応）

第9条 事業所の通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切な居宅介護支援事業を実施することが困難であると認められた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他必要な措置を講ずるものとする。

(居宅介護支援にあたっての留意点等)

第10条 居宅介護支援は、次の各号に掲げることに特に留意して実施するものとする。

(1) 居宅介護支援事業は、利用者及びその家族の主体的な参加及び自らの課題解決に向けての意欲の醸成と相まって行うものであること。

(2) 利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うためには、利用者の心身又は家族の状態等に応じて継続的かつ計画的に居宅サービスが提供されることが重要である。

従って、居宅介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更にあたり継続的な観点に立ち、計画的に指定居宅サービス等の提供が行われるように計らう必要があることのみをもって、特定の時期に偏って継続が困難な、また必要性に乏しい居宅サービスの利用を助長するようなことがあってはならないこと。

(3) 居宅サービス計画は、利用者の日常生活全般を支援する観点に立って作成されることが重要である。

このため、居宅サービス計画の作成又は変更にあたっては、利用者の希望や課題分析の結果に基づき、介護給付等対象サービス以外の、例えば、市町村保健医師等が居宅を訪問して行う指導・教育等の保健サービス、老人介護支援センターにおけるソーシャルワーク及び市町村が一般施策として行う配食サービス、寝具乾燥サービスや当該地域の住民による見守り、配食、会食などの自発的な活動によるサービス等、更には、こうしてサービスと併せて提供される精神科訪問看護等の医療サービス、はり師・きゅう師による施術、保健師・看護師・柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師の機能訓練なども含めて居宅サービス計画に位置付けることにより総合的な計画となるよう努めなければならないこと。

(4) 利用者自身がサービスを選択することを基本に、これを支援するものであるから介護支援専門員は、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該利用者が居住する地域の指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に提供するものとする。

従って、特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のサービスのみによる居宅サービス計画を最初から提示することがあってはならないこと。

(5) 居宅サービス計画は、個々の利用者の特性に応じて作成されることが重要であること。

(6) 課題分析における留意点

アセスメントにあたり実施する居宅訪問の際は、利用者とその家族との間の信頼関係、共同関係の構築が重要であり、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

なお、このため、介護支援専門員は、面接技法等の研鑽に努めることが重要であること。

課題分析票の種類は、MDS方式、TAI方式とする。

(7) 居宅サービス計画原案の作成

介護支援専門員は、居宅サービスが利用者の生活の質に直接影響するものであることを十分認識し、居宅サービス計画原案を作成しなければならない。したがって、居宅サービス計画原案は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメント結果による専門の見地に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案したうえで実現可能なものとする必要がある。また、当該居宅サービス計画原案には、利用者及びその家族の生活に対する意向及び総合的な援助の方針、生活全般の方針並びに生活全般の解決すべき課題を記載して上で、提供されるサービスについてその長期的な目標及びそれを達成するための短期的な目標並びにそれらの達成時期等を盛り込み、当該達成時期には居宅サービス計画及び指定サービス等の評価を行い得るようになることが重要であること。

さらに、提供されるサービスの目標とは、利用者がサービスを受けつつ到達しようとする目標を指すものであり、サービス提供事業者側の個別のサービス行為を意味するものではないことに留意する必要があること。

(8) サービス担当者会議等による専門的意見の聴取

介護支援専門員は、居宅サービス計画を新規に作成した場合や要介護更新認定、要介護状態区分の変更認定を受けた場合については、効果的かつ現実可能な質の高い居宅サービス計画とするため、各サービスが共通の目的を達成するため、具体的なサービスの内容として何ができるかなどについて、原則として居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス等によるサービス担当者会議を必ず開催する。ただし、サービス担当者会議を開催しないことについて、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。各サービス担当者が利用者の状況を把握し、介護支援専門員等と当該情報を共有することをサービス担当者会議の目的として明確化する。

(9) 指定居宅介護実施状況等の把握及び評価等

指定居宅介護支援においては、利用者の有する解決すべき課題に即した適切なサービスを組み合わせ、利用者へ提供し続けることが重要である。このために介護支援専門員は、利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であること。

(10) 居宅サービス計画の交付

介護支援専門員は、居宅サービス計画を交付する際には、当該計画の趣旨及び内容等について十分に説明し、各担当者との共有、連携を図った上で、各担当者が自ら提供する居宅サービス等の当該計画における位置付けを理解できるように配慮する必要がある。

(11) 利用者の解決すべき課題の変化は、利用者へ直接サービスを提供する指定居宅サービス事業者等により把握されることも多いことから、介護支援専門員は、当該指定居宅サービス事業者等のサービス担当者と密接な連携を図り、利用者の解決すべき課題の変化が認められる場合には、円滑に連絡が行われる体制の整備に努めなければならない。

(12) モニタリングの実施

介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、居宅サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、主治の医師、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、当該指定居宅サービス事業者等の担当者との連携によりモニタリングが行われている場合においても、特段の事情がない限り、少なくとも1月に1回はモニタリングの結果を記録することが必要である。

また、「特段の事情」とは、利用者の事情により、利用者の居宅を訪問し、利用者へ面接することができない場合を主として指すものであり、介護支援専門員に起因する事情は含まれない。(当該「特段の事情」については、その具体的な内容の記録が必要であること。)

(13) 居宅サービス計画の変更

居宅サービス計画を変更する際には、原則として、基準第13条第3号から第11号までに規定された居宅サービス計画作成に当たっての一連の業務を行う必要がある。

なお、利用者の希望による軽微な変更(サービス提供日時の変更等)を行う場合には、その必要はないものとする。ただし、この場合においても、介護支援専門員が利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であることはいふまでもない。

(14) 介護保険施設への紹介その他の便宜の提供

介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設はそれぞれ医療機能等が異なることに鑑み、主治医の意見を求める等をして介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うこと。

(15) 介護保険施設との連携

介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者等から居宅介護支援の要請があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるようあらかじめ居宅での生活における介護上の留意点等の情報を介護保険施設等の従業員から聴取する等連携を図るとともに、居宅での生活を前提とした課題分析を行った上で居宅サービス計画を作成する等の援助を行うことが重要である。

(16) 主治の医師等の意見等

訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導及び短期入所療養介護については、主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）等がその必要性を認めたものに限られることから、介護支援専門員は、これらの医療サービスを居宅サービス計画に位置付ける場合にあっては主治の医師等の指示があることを確認しなければならない。

このため、利用者がこれらの医療サービスを希望している場合その他必要な場合には介護支援専門員は、あらかじめ、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。

なお、医療サービス以外の指定居宅サービス等を居宅サービス計画に位置付ける場合にあって、当該指定居宅サービス等にかかる主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、介護支援専門員は、その留意点を尊重して居宅介護支援を行う。

(17) 短期入所生活介護及び短期入所療養介護の居宅サービス計画への位置付け

短期入所生活介護及び短期入所療養介護（以下「短期入所サービス」という。）は、自立した日常生活の維持のために利用されるものであり指定居宅介護支援を行う介護支援専門員は、短期入所サービスを位置付ける居宅サービス計画の作成に当たって、利用者にとってこれらの居宅サービスが在宅生活の維持につながるように十分に留意すること。

この場合において短期入所サービスの利用日数にかかる「要介護認定等有効期間のおおむね半数を超えない」という目安については居宅サービス計画の作成過程における個々の利用者の心身の状況やその置かれている環境等の適切な評価に基づき在宅生活の維持のための必要性に応じて弾力的に運用することが可能であり、要介護認定等の期間の半数の日数以内であるかについて機械的な適用を求められているもと解釈してはならない。

従って、利用者の心身の状況及び本人、家族等の意向に照らしこの目安を超えて短期入所サービスの利用が特に必要と認められる場合においては、これを上回る日数の短期入所サービスを居宅サービス計画に位置付けることも可能であること。

(18) 福祉用具の貸与

介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置づける場合にあっては、その利用者の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じてサービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証した上で、継続が必要な場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。

(19) 福祉用具の販売

介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具販売を位置づける場合にあっては、その利用者の妥当性を検討し、当該計画に記載しなければならない。

(20) 住宅改修

介護支援専門員は、居宅サービス計画に住宅改修を位置づける場合にあっては、その利用者妥当性を検討し、当該計画に住宅改修が必要な理由を記載しなければならない。

(2 1) 要介護認定における情報提供の連携

介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、地域包括支援センター、指定介護予防支援事業者等と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

(2 2) 認定審査会意見等の居宅サービス計画への反映

当事業所として介護保険法第 7 3 条第 2 項の規定に基づき認定審査会意見が被保険者証に記載されているときは、その記載意見に従って指定居宅サービスを提供するように努めなければならない。

(事業運営に伴う記録の保存年限)

第 1 1 条 この規程の各条において定める事業運営に伴う諸記録の保存年限は、5 年とする。

(利用料等の額)

第 1 2 条 利用料は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準額とする。ただし、法定代理受領サービスの場合の利用料は、無料とする。

(通常の事業の実施地域)

第 1 3 条 通常の事業の実施地域は、上越市とする。

(秘密の保持)

第 1 4 条 本事業所の従事者であった者は、正当な理由なくその事務所で知り得た利用者及びその家族の秘密を他に漏らしてはならない。

(事故発生時の対応)

第 1 5 条 事業所は、利用者が安心して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、本事業所の指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに次の対応をしなければならない。

- (1) 事故発生時速やかに市町村、当該家族等に連絡し、必要な措置を講ずる。
- (2) 当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をすること。
- (3) 賠償すべき事態となった場合は、速やかに損害賠償の手続きをとるものとする。

(苦情処理)

第 1 6 条 指定居宅介護支援事業について利用者及びその家族等から苦情（提供した支援サービスとは関係ないものは除く。）の申し立てのあった場合は、組織として迅速適切に対応する。

また、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みをするものとする。

(暴力団等の排除)

第 1 7 条 事業所は、事業の運営について、新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号）第 3 条に規定する基本理念にのっとり、同条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除する。

(感染症対策の強化)

第 1 8 条 事業所において感染症が発生し、又まん延しないように以下の措置を講ずる。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催し、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第19条 事業所は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられ、継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図れるための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、以下の必要な措置を講じる。

(1) 事業所は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

(2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(ハラスメント対策)

第20条 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から事業所において性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害される事を防止するための方針として、研修等を定期的実施する。

(虐待防止)

第21条 事業所は虐待の発生又は再発を防止する為、以下の措置を講ずる。

(1) 事業所における虐待の防止の為の対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的開催する。

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施できる担当者を置く。

(身体拘束等の適正化)

第22条 事業所は身体拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講ずる。

(1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。

(2) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載しなければならない。

附 則 この規程は、平成12年12月 1日から実施する。

附 則 この規程は、平成14年12月 1日から実施する。

附 則 この規程は、平成15年 6月 1日から実施する。

附 則 この規程は、平成17年 4月 1日から実施する。

附 則 この規程は、平成18年 4月 1日から実施する。

附 則 この規程は、平成21年 6月 1日から実施する。

附 則 この規程は、平成26年 4月 1日から実施する。

附 則 この規程は、平成29年 3月 1日から実施する。

附 則 この規程は、令和 3年11月 9日より実施する。

附 則 この規程は、令和 6年 3月26日より実施する。